

(電子メール施行)

施 号 外
平成23年8月23日

各市町村教育委員会 学校施設整備主管課長殿

宮城県教育庁施設整備課長
(公 印 省 略)

公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく事業計画書について（通知）
このことについて、別添のとおりのお取扱いとしますので承知願います。

宮城県教育庁施設整備課市町村施設班

022-211-3352

高橋（美）、阿部、高橋（淳）、菊地、鈴木

(別添) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく事業計画書について

このことについては、去る4月15日に実施した説明会において説明しているところですが、当時の説明内容から、国において事業計画書の簡素化が図られたり、現地調査の積み重ねによるノウハウの習得等から、変更が多々生じています。つきましては、今後は、以下のとおりとしますので承知願います。

1 事業計画書の提出

- ①提出に際しては、平成23年8月15日送付の文部科学省作成のチェックリストにより自己診断を行った上で提出すること。
- ②事業計画書は、学校ごとにA4ファイルに綴り込み、文部科学省1部、東北財務局1部、県1部の3部を提出することとする。
- ③県に事業計画書を提出した後は、原則として文部科学省からの指示が無い限り、差し替えはできないので、留意すること。

2 調査方法について

原則、工事費1億円未満は机上調査とする。

簡素化により机上調査額が1億円まで引き上げられたが、簡素化の過渡期における調査時において、写真の不備を理由に調査が難航したことから、現地調査を望む設置者が多くなっています。

しかしながら、現在では調査の簡素化が進展し、机上調査において特にクラックや欠損等の一般的な地震被害については代表的な写真を提示することで問題なく認められるケースがほとんどとなっています。一方、現地調査を選択した場合に増破の見逃しや施行範囲の不適当を理由に再調査を求められるケースも頻発しています。さらに、今後、短期間に多くの調査を実施する必要に迫られていることなどから、原則として工事費1億円未満の学校及び事前着工実施済みの学校は机上調査とします。

なお、写真では被害状況を説明できない等、特別な事由がある場合は別途相談願います。

3 学校別表1について

- ①積雪寒冷度 七ヶ宿町及び旧南郷町区域の学校以外は全て「2級」に○をすること
- ②「施行令第1条による資格面積算出表」は、全壊・半壊の場合のみ記載すること。
- ③設備被害(備品)がある場合は、「施行令第5条第1項による資格普及額算出表」に記載をすること。
- ④「被災状況」については、災害報告の額に拘わらず、全事業計画の金額に合わせることに

4 積算内訳書

- ①内訳書は、建物、工作物、土地、設備ごとに作成すること。
- ②共通仮設費は、原則として平成23年度の公共建築工事共通費積算基準の率(工期、金額により変動)を使用すること。

- ③ 共通仮設費の算出に際しては、直接工事費から処分費を差し引いたものに率を乗じること
- ④ 諸経費率については、建物・工作物は15%とし、土地については、土木災害の公園工（校庭のグラウンド部やテニスコート）や道路改良工（公園工以外）の率を適用させること
- ⑤ 実施設計費及び工事監理費については、工事費に含めること。ただし、新築復旧に係る実施設計費については、工事費の1%以内とすること。

5 被害写真の添付について

原則として、積算内訳に計上した被害の代表的な箇所が確認できる写真のみを添付し、それ以外は手持ち資料とすること。

6 気象証明

- ・ 被害学校に最寄りの観測点の震度が分かる資料をHPより取得すること。
<http://www.jma.go.jp/jma/press/1103/30d/kaisetsu201103301800.pdf>
<http://www.jma.go.jp/jma/press/1106/23b/201106231400.pdf>
- ・ 管内図等に最寄りの観測点及び被害学校の位置を記載し、直線距離を記載すること
- ・ 津波被害がある場合は、浸水区域図も併せて添付すること
<http://www.gsi.go.jp/kikaku/kikaku40017.html>

7 その他の添付資料

① 改良復旧の理由書

改良復旧を行う場合は、必ず、原形復旧できない理由及び原形復旧に要する費用と改良復旧に要する費用の比較検討を書面にまとめること。経済比較で改良復旧が原形復旧の額を上回る場合は認められないことが多い。

改良復旧・・・原形復旧（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に普及すること）以外の復旧方法

例)・次の地震に備えて、機能を付加する工事

（体育館の外壁をモルタルからサイディングにする。体育館の床下の束の変更・土壌改良、ブレースの太さを太くする、等）

・次の地震に備えて、機能を減ずる工事

（屋体天井ボードの撤去しっぱなし、コンクリートブロック壁を乾式壁に変更等）

② 事前着工届

- ・ 既に提出している場合であっても、再度、事業計画書に綴り込むこと
- ・ 契約書の写しを添付すること
- ・ 事前着工の場合は、契約ベースで積算する。この場合、見積書等に工事内容や数量が記載されていること（クラック補修1式等ではダメ）
 - ア) 見積書等に諸経費率が記載されている場合

15%を超える場合は、15%で積算した金額で計上すること

イ) 見積書等に諸経費率が記載されていない場合

共通仮設費や諸経費率の算出に際しては、当該事前着工分の工事費を除いた額で算出し、工事価格欄で合算すること。

・卒業式、始業式に間に合わせるため1者随契で契約した場合、検証のため2者からの見積りや予定価格の作成を求められるケースがある。

③産廃経路図

産廃処分が発生する場合は、産廃経路図を作成すること。この場合、複数の処分場で比較検討すること。

④見積書

見積単価を採用する場合、必ず3者から見積りを徴し、見積比較表を作成すること。なお、3者から見積りを取れない場合は、理由書が必要となる。

8 その他留意事項

①クラックの塗装幅

これまでは、10cmで統一してきたが、財務局内部での取扱いの変更に伴い、一つの壁に複数のクラックが生じている場合は、面での塗装も可能とする。

②施工範囲の確認

調査の際に必ず訊かれるのが、施工範囲が必要最小限となっているかである。

アスファルトの沈下やタイルの貼り替え等が必要最小限であることを説明できるようにしておくこと

③既設材の再利用

調査の際に必ず訊かれるのが、既設材を再利用しているかである。

U字側溝や平板ブロック、ネットフェンス等既設の部材については、破損して再利用が不可の場合を除き、安易に新設とはせずに極力再利用を図ること。

④足場

足場について、脚立足場で可能な箇所に枠組み足場を設定していないか。足場の面積は適切かを確認されることがある。可能であれば、立面図等に足場位置を図示しておくことよい。

⑤被害区分

・土地と建物の区分は、原則として犬走（付随して側溝がある場合は側溝まで）までが建物となる。これ以外の駐車場等は土地となる。

・プールの被害の場合、付属建物の被害は、建物に計上し、プール本体やプールサイド濾過槽等は工作物として取り扱う

・実験機は、固定されているものであっても備品として設備被害で扱う。建物扱いとなっていて備品台帳に登載されていない場合は、当初設計書を添付する。